

# 第5章 薬剤師の派遣

## 1 事前の備え

### (1) 県と関係団体

県は、医療救護班（医療救護所）、避難所、医薬品集積所、医療機関及び薬局等に薬剤師を迅速に派遣することができるよう、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

### (2) 保健所

災害時に地域保健医療福祉調整本部の事務局となる県の保健所は、管内市町村と薬剤師の派遣体制及び派遣の要請方法等について確認の上で共有します。

### (3) 市町村

市町村は、医療救護班等で医薬品等の管理、調剤を行う薬剤師の派遣について、地区薬剤師会とあらかじめ必要な協定等を締結するなど、緊急時の対策を講じることに努めます。

### (4) 地区薬剤師会

地区薬剤師会は、災害発生時に薬剤師派遣に関する被災地における窓口として、円滑に派遣を調整できるよう、（一社）宮城県薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

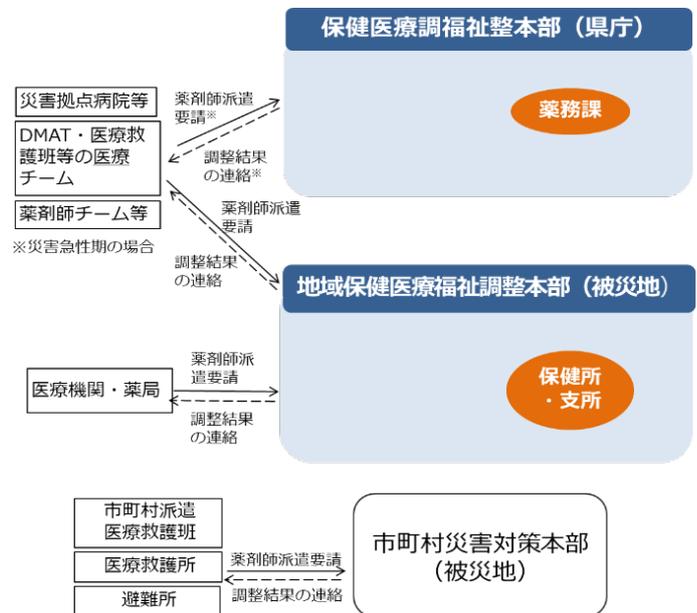
### (5) （一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会

（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会は、災害発生時に薬剤師を円滑に派遣できるよう、（公社）日本薬剤師会及び（一社）日本病院薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

## 2 薬剤師の派遣

災害発生時に薬剤師の派遣が必要となった場合の要請及び派遣のための調整等については、以下（1）～（4）のとおり行います。

なお、薬局の管理薬剤師（薬局を实地に管理する薬局開設者を含む）は、薬局以外の場所での兼務の制限がありますが、災害発生時には、厚生労働省から特例的取扱いの通知等（p 5 3 ⑨と同内容）が発出されることにより、管理者変更や兼務許可の手続きを行わなくても被災地で業務を行うことが可能となります。よって、災害時には、速やかに通知等の発出を確認し、発出されていない場合は、薬務課が厚生労働省に発出の見込みを確認することとします。



▲図5-1 薬剤師の派遣要請フロー

### (1) 医療救護班に帯同する薬剤師等 (図5-1)

イ 市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、市町村災害対策本部に対して、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局において薬剤師が不足した場合には、地

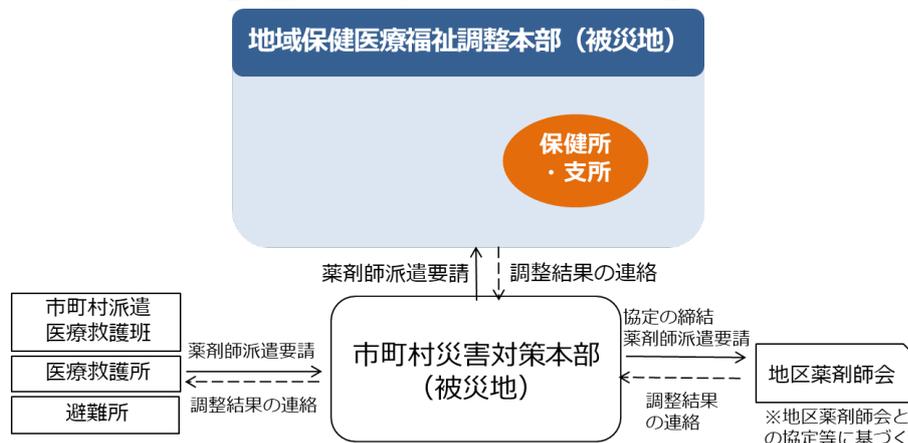
地域保健医療福祉調整本部に対して、できる限り以下の事項を示した上で、薬剤師派遣要請書（様式4）により派遣を要請します。

- (イ) 派遣先
- (ロ) 派遣期間
- (ハ) 派遣人数
- (ニ) 集合場所・日時
- (ホ) 従事内容

ロ 災害急性期等においては DMA T・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等、また、災害拠点病院等については 薬務課に派遣を要請する等、円滑に薬剤師を派遣できるよう流動的に取り扱います。

(2) 市町村災害対策本部（図5-2）

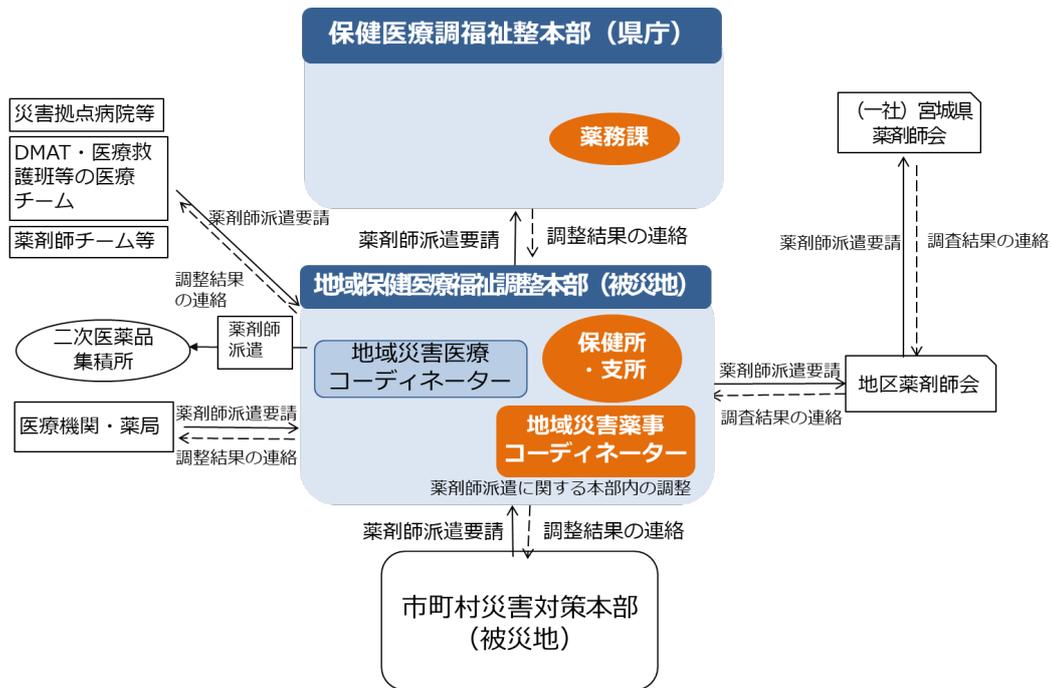
- イ 市町村災害対策本部は、市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所から薬剤師の派遣要請を受けたとき、地区薬剤師会と薬剤師の派遣に関する協定を締結している場合は、協定に基づき地区薬剤師会に派遣を要請します。
- ロ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で薬剤師の派遣が困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部に様式4により支援を要請します。
- ハ 市町村災害対策本部は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。



▲図5-2 市町村災害対策本部を中心とした薬剤師の派遣フロー

(3) 地域保健医療福祉調整本部（図5-3）

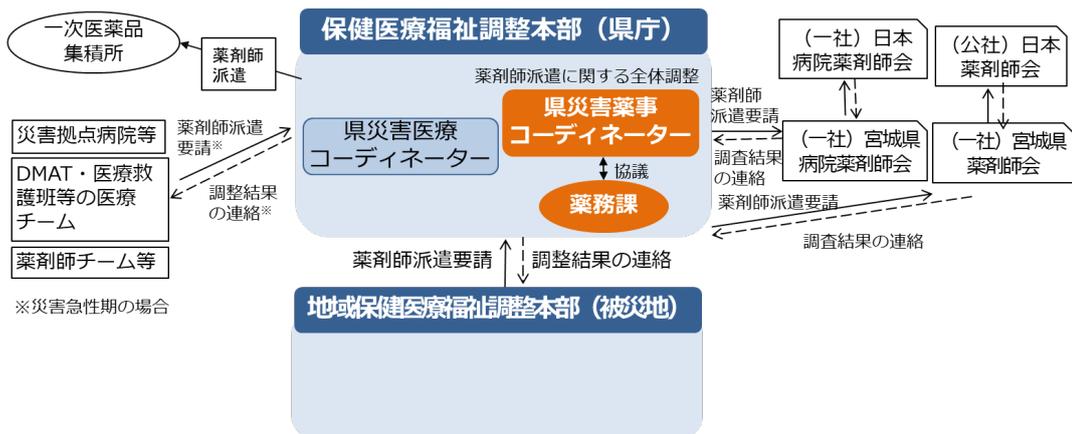
- イ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域の市町村派遣医療救護班、各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から薬剤師の派遣要請を受けたときは、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。
- ロ 地域保健医療福祉調整本部は、二次医薬品集積所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。
- ハ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域管内で対応できない場合は、薬務課に様式4により派遣を要請します。
- ニ 地域保健医療福祉調整本部は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。



▲図5-3 地域保健医療福祉調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー

(4) 保健医療福祉調整本部 (図5-4)

- イ 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部又は災害急性期等においては災害拠点病院等、DMAT・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等から薬剤師の派遣要請を受けたときは、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に県内の薬剤師の派遣を要請します。
- ロ 薬務課は、一次医薬品集積所で医薬品等の管理等を行う薬剤師が不足した場合は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に県内の薬剤師の派遣を要請します。
- ハ 県内の薬剤師だけで調整できない旨の要請があった場合は、(一社)宮城県薬剤師会を通じて(公社)日本薬剤師会に、(一社)宮城県病院薬剤師会を通じて(一社)日本病院薬剤師会に派遣を要請します。
- ニ 薬務課は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。



▲図5-4 保健医療調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー

3 薬剤師の派遣調整等 (図5-5及び5-6)

(1) 派遣先の決定

- イ 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部等からの派遣要請に係る情報とともに、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会からの派遣調整の情報を集約し、医療救護班調整担当及び県災害薬事コ

ーディネーターと協議し、地区単位の派遣調整（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は詳細な派遣先の割り振り調整）を行います。

- ロ 薬務課は、調整結果を、地域保健医療福祉調整本部を通じて、地域保健医療福祉連絡会議に連絡します。（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）
- ハ 地域保健医療福祉連絡会議は、以下の団体・機関の参画を受け、所管区域内の医療救護活動の実施状況を踏まえながら、薬務課から割り振られた薬剤師の詳細な派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部及び薬務課（薬務課を通じて県災害薬事コーディネーターにも報告）に調整内容を報告します。

なお、連絡会議は、所管区域内派遣先の調整方法について、平時から協議しておきます。

**【参画を求める機関・団体】**  
 地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター、管内市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、看護協会支部、管内災害拠点病院 等

- ニ 所管区域内の薬剤師により派遣調整が可能な場合は、地域保健医療福祉調整本部は地区薬剤師会から受けた調整結果の情報を地域保健医療福祉連絡会議に連絡し、ハと同様に派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部に調整内容を報告します。

**(2) 派遣調整結果の連絡**

**イ 派遣先**

薬務課は、派遣元に対し、派遣される薬剤師が（1）ハで調整した結果を連絡します。（所管区域内で派遣調整が可能な場合は、地域保健医療福祉調整本部が連絡します。）

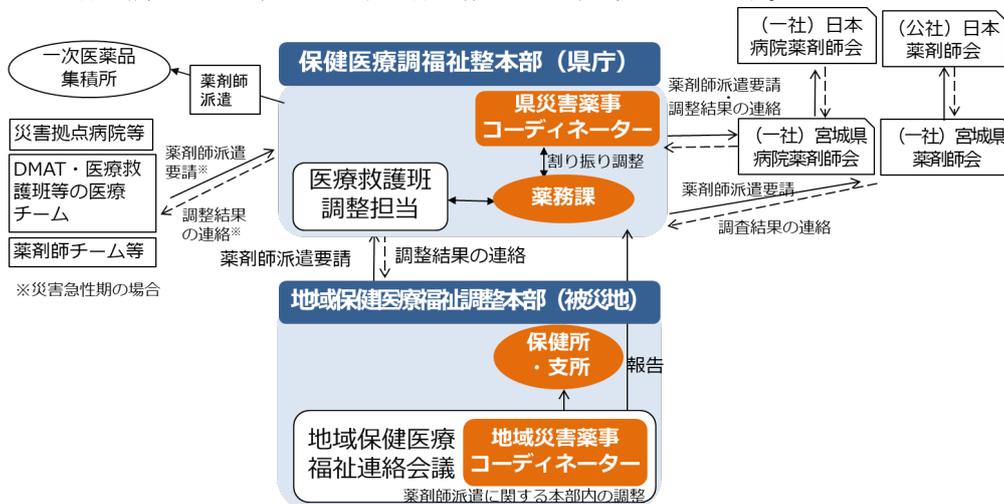
**ロ 派遣期間**

原則として、被災直後は3日程度を、また、その後は1週間前後を想定した派遣体制とします。避難生活の長期化により、長期間の活動が必要な場合には、複数チームの引き継ぎにより途切れなく医療が提供できる体制を作るよう努めます。

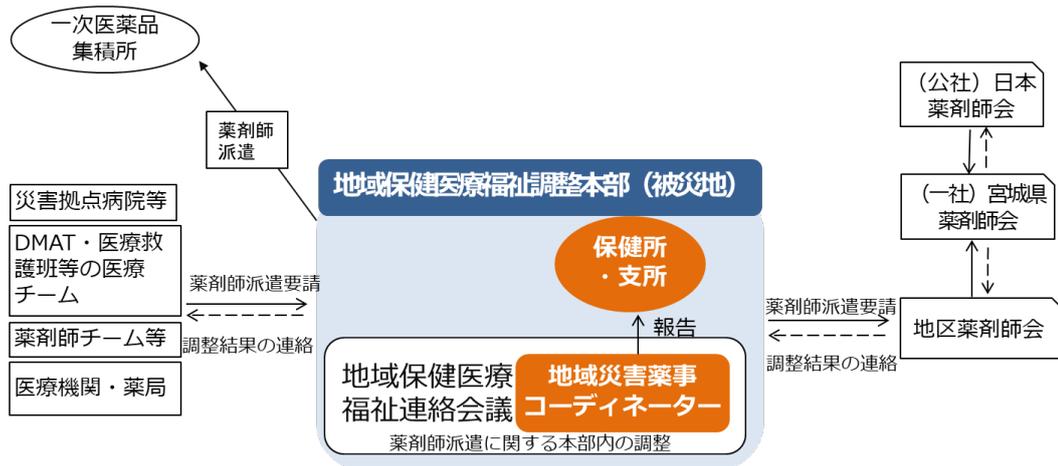
**(3) 医療救護活動の実施状況の報告と派遣調整等への反映**

イ 医療救護班又は派遣された薬剤師は、医療救護活動の実施状況（患者の疾患の傾向及び医療ニーズの増減等）及び派遣先における保健衛生に関する情報を、市町村災害対策本部又は地域保健医療福祉調整本部に報告します。さらに、市町村災害対策本部は地域保健医療福祉調整本部事務局に、また、地域保健医療福祉調整本部は薬務課にその情報を報告します。

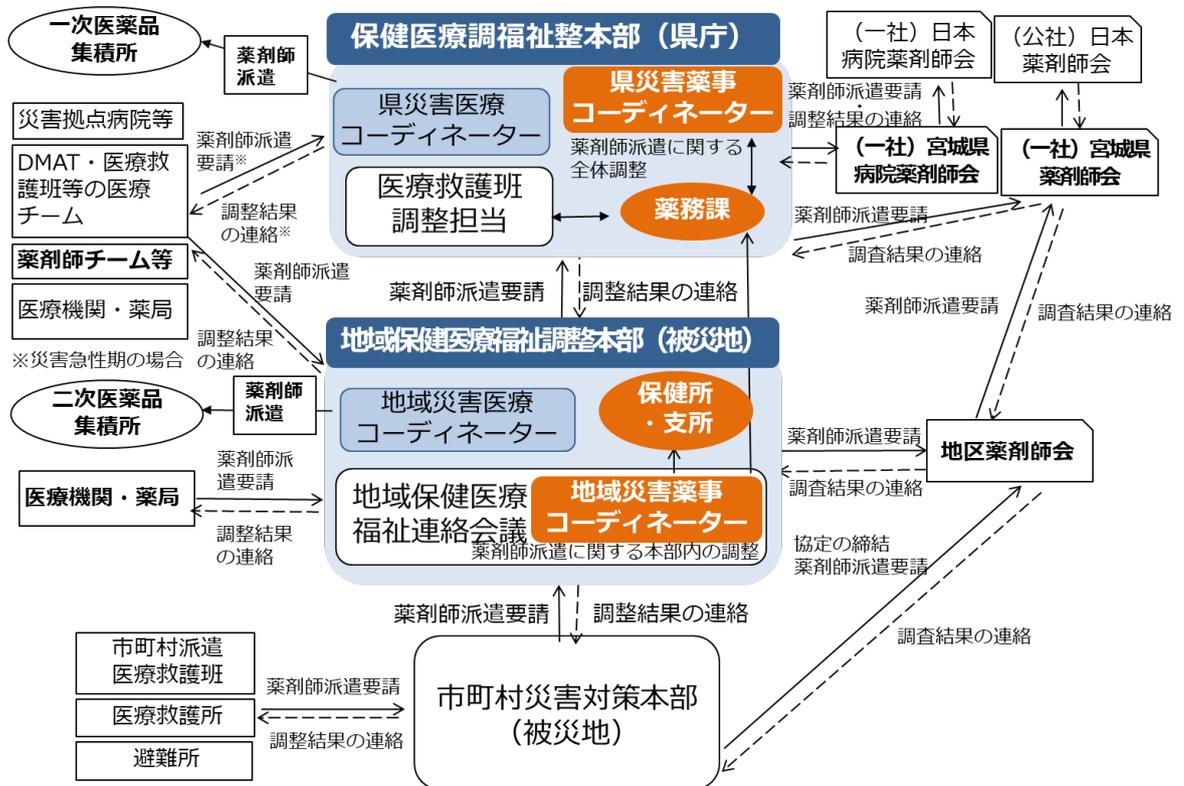
ロ 保健医療福祉調整本部及び地域保健医療調整本部は、報告内容が以降の医療救護活動における派遣調整並びに保健所及び市町村が実施する保健衛生活動等に反映させます。



▲図5-5 薬剤師の派遣調整プロセス（管内で調整が不可能な場合）



▲図5-6 薬剤師の派遣調整プロセス (所管区域内で調整が可能な場合)



▲図5-7 薬剤師の派遣フロー全体図

?

**薬剤師の派遣先等を調整するといっても、災害が発生した場合は県内で被災地支援ができる薬剤師はどの程度いるのか？！**

本章に記載のとおり、各想定段階に応じて調整を進めますが、まずは災害時に活動できる薬剤師を確保する必要があります。要請に応じて派遣先や人数などを調整するためには、具体的な数字が必要となり、薬剤師によるマンパワーの把握は必須となります。現状では、薬局からの保健医療福祉調整本部までの情報収集フロー（第3章p17）により、保健所・支所単位で薬局の被災状況を確認する中で、従業員の被災状況を確認することになり、県内の薬剤師数を把握した上で被災状況から想定される活動可能な薬剤師数を試算することが想定され、得られる情報から概算で数値を導く力が求められます。